

国立大学法人群馬大学教員営利企業役員等兼業審査委員会規程

平成16. 4. 1 改 正
改正 平成17. 4. 1 平成19. 4. 1
平成23. 4. 1 平成23.10. 1
平成25. 4. 1 平成26. 4. 1
令和 2. 4. 1 令和 3. 4. 1

(設 置)

第1条 国立大学法人群馬大学（以下「本学」という。）に、本学の教授，准教授，講師及び助教の兼業について審査を行い，その手続きの透明性及び公正性の確保を図るため，国立大学法人群馬大学教員営利企業役員等兼業審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審査事項)

第2条 委員会は，次の各号に掲げる事項を審査する。

- (1) 技術移転事業者の役員等との兼業に関する事。
- (2) 研究成果活用企業の役員等との兼業に関する事。
- (3) 株式会社等の監査役との兼業に関する事。

2 委員会は，前項による審査の結果を学長に報告しなければならない。

(組 織)

第3条 委員会は，次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事のうち学長が指名する者（以下「理事」という。）
- (2) 共同教育学部長，情報学部長，医学系研究科長，保健学研究科長及び理工学府長
- (3) 生体調節研究所長
- (4) 総合情報メディアセンター長
- (5) 医学部附属病院長
- (6) 事務局長
- (7) 学長が指名する者 若干人

(任 期)

第4条 前条第1項第7号の委員の任期は2年とし，再任を妨げない。ただし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き，理事をもって充てる。

- 2 委員長は，委員会を招集し，その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは，あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会 議)

第6条 会議の開催は，委員全員が出席することを原則とする。

- 2 審査対象となる兼業を申請した委員は，その審査に加わることができない。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、総務部人事労務課において処理する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。